

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成26年度
計画主体	西桂町

西桂町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興課
所在地 南都留郡西桂町小沼1501-1
電話番号 0555-25-2121
FAX番号 0555-20-2015
メールアドレス sangyo@town.nishikatsura.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、イノシシ、シカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	西桂町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
サル	かぼちゃ	2アール 100千円
イノシシ	水稻	38アール 177千円
シカ	水稻 大豆	8アール 51千円
ハクビシン	—	—
タヌキ	—	—
アナグマ	—	—
アライグマ	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○サルの農業被害について

下暮地地区と小沼地区の一部（尾尻・郷土）についてはほぼ全域で被害・目撃情報があり、一年を通じて被害がある。

かぼちゃの被害が顕著であり、各戸で電気柵・追い払い・防護柵などの対応は行っているが、ほぼ耕作は難しいのが現状である。

○サルの生活被害について

下暮地地区においては市街地にも出没しており、民家の屋根や垣根などへの糞尿被害や庭先の花壇の球根（ユリやチューリップ）の掘り返しなども被害が出ている。

○イノシシの農業被害について

下暮地地区と小沼地区の一部（尾尻・郷土）についてはほぼ全域で被害・目撃情報がある。主に水稻の被害が顕著であり、一年を通じて被害がある。

○シカの農業被害について

倉見地区の一部（宝養寺）において水稻の被害が顕著である。また、大豆の被害も発生しており、一年を通じて被害がある。

○ハクビシンの農業被害について

西桂町内全域で、夏季において目撃情報が寄せられる。掘り返しにより、花木、農作物に被害を加えるほか、家屋にも侵入して生活環境被害等が発生している。

○タヌキ・アナグマの生活被害について

西桂町内全域で、人家敷地内の掘り返しにより花木、農作物に被害を加えるほか、家屋にも侵入して生活環境被害等が発生している。

○アライグマについて

町内では未確認だが、隣接する市町村で目撃情報や捕獲実績がある。エサ場となる農地等がそばにある空き家、倉庫、寺社等に巣を作ることが多いため、町内においても、ひとたび侵入されたり持ち込まれれば家屋侵入による生活環境被害が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
サル	2アール（100千円）	1.4アール（70千円）
イノシシ	38アール（177千円）	26.6アール（124千円）
シカ	8アール（51千円）	5.6アール（35.7千円）
ハクビシン		必要最低限
タヌキ		必要最低限
アナグマ		必要最低限
アライグマ		必要最低限

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲許可による捕獲 ・特定鳥獣管理捕獲事業による捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生後の捕獲であるため予防的効果が薄い
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有志による追い払い事業 ・個人への電気柵設置補助 ・農業委員会による遊休農地の解消（所有者への通知等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の追い払いに関する関心が薄い ・電気柵設置に対する金銭的・人的負担からの敬遠

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

「西桂町鳥獣被害対策実施隊」を設置し、実施隊は町長の要請により隊長が隊員を招集し、対象鳥獣の捕獲等を行う。
ニホンザル・イノシシ・ニホンジカについては特定鳥獣保護管理計画及び実施計画において捕獲目標頭数を調整し、捕獲を実施していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

西桂町猟友会（会員数9名）と契約し捕獲業務を委託している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成26年度	ニホンザル	狩猟免許の取得を広報誌等により募る。 西桂町鳥獣害対策実施隊の結成。
	イノシシ	箱わなを設置し捕獲を実施していく。 西桂町鳥獣害対策実施隊の結成。
	ニホンジカ	猟友会による追い払い及び捕獲を実施する。 西桂町鳥獣害対策実施隊の結成。
	その他	狩猟免許保有者の拡大を図る。 被害が集中している箇所に箱わなを設置し捕獲を実施していく。
平成27年度	ニホンザル	狩猟免許の取得を広報誌等により募る。 西桂町鳥獣害対策実施隊の結成により捕獲活動を充実させる。
	イノシシ	箱わなを設置し捕獲を実施していく。 西桂町鳥獣害対策実施隊の結成により捕獲活動を充実させる。
	ニホンジカ	猟友会による追い払い及び捕獲を実施する。 西桂町鳥獣害対策実施隊の結成により捕獲活動を充実させる。
	その他	狩猟免許保有者の拡大を図る。 被害が集中している箇所に箱わなを設置し捕獲を実施していく。
平成28年度	ニホンザル	狩猟免許の取得を広報誌等により募る。 西桂町鳥獣害対策実施隊の結成により捕獲活動を充実させる。
	イノシシ	箱わなを設置し捕獲を実施していく。 西桂町鳥獣害対策実施隊の結成により捕獲活動を充実させる。
	ニホンジカ	猟友会による追い払い及び捕獲を実施する。 西桂町鳥獣害対策実施隊の結成により捕獲活動を充実させる。
	その他	狩猟免許保有者の拡大を図る。 被害が集中している箇所に箱わなを設置し捕獲を実施していく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づき、特に被害が顕著である耕作地周辺の生息数を減らすことを目的に、過去の捕獲実績と被害状況を照らし合せるとともに県の捕獲管理計画に基づいた管理捕獲を有害駆除による捕獲を勘案し捕獲計画数を設定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ニホンザル	各年度：管理捕獲20頭、有害駆除捕獲2頭(ただし、各年度県から指示される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討)。		
イノシシ	各年度：管理捕獲15頭、有害駆除捕獲1頭(ただし、各年度県から指示される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討)。		
ニホンジカ	各年度：管理捕獲20頭、有害駆除捕獲2頭(ただし、各年度県から指示される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討)。		
その他	各年度：可能な限り有害駆除により捕獲。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンザル 農作物の収穫期の重なる秋季（狩猟期開始前）に重点的に年間を通じて行う。町西部の被害発生地区を中心に行う。 人家周辺等、銃器使用に注意が必要な場所ではわなを設置し銃器による捕獲と併せ効果的な捕獲を進める。
イノシシ 被害の頻発する夏季から秋季にかけて重点的に年間を通じて行い、町内全域で被害発生地区を中心に行う。 人家周辺等、銃器使用に注意が必要な場所ではわなを設置し銃器による捕獲と併せ効果的な捕獲を進める。
ニホンジカ 農作物の収穫期の重なる秋季（狩猟期開始前）に重点的に年間を通じて行う。倉見地区の一部（米倉）と小沼地区の一部（尾尻）の被害発生地区を中心に行う。 人家周辺等、銃器使用に注意が必要な場所ではわなを設置し銃器による捕獲と併せ効果的な捕獲を進める。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
西桂町内全域	ハクビシン、タヌキ、アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
※該当なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成26年度 ～ 平成28年度	サル シカ イノシシ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者への営農管理的アプローチによる被害防止対策の徹底を広報誌を通じ周知。 ・柿等の放任果樹を収穫し、渋柿や干柿として直売所で販売し利益を鳥獣害対策に利用。 ・鳥獣害対策を兼ねて、柿等の放任果樹の収穫、加工から食べることまでを都市農村交流活動のイベントとして活用。 ・サル追い隊の隊員追加促進及びエアーガンの貸与を行い追い払いを実施。 ・N P O 法人わいんど・る一つよりエアーガンの取扱講習会の受講をサル追い隊員に周知。 ・増加が懸念されているシカ及びハクビシン等

		について鳥獣被害状況の把握に取り組む。
--	--	---------------------

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山梨県富士・東部農務事務所	農業分野に関する技術的助言。
山梨県富士・東部林務環境事務所	林業分野に関する技術的助言。
大月警察署	被害状況等の把握。
西桂駐在所	被害状況等の把握。
西桂町産業振興課	被害状況等の取りまとめ。 被害発生時の防災無線による対応。
西桂町鳥獣被害対策実施隊	狩猟に関すること、有害鳥獣捕獲の実施。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等→市町村（警察）→警察（市町村）・実施隊→県等

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西桂町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
西桂町産業振興課	計画全体の総括。 被害状況等の取りまとめ。 協議会事務局。
西桂町鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の被害防止・捕獲等に関すること。
西桂町猟友会	有害捕獲の従事者。 生息状況等の情報提供。
西桂町農業委員会	農業者から意見集約。

西桂町農事組合	農業者から意見集約。
下暮地地区役員	被害発生地区からの意見集約。
鳥獣害防止技術指導員	鳥獣害防止技術指導員として事業に対し適切な助言を行う。
西桂町鳥獣保護員	捕獲に係る指導及び助言。 生息状況等の情報提供。
山梨県富士・東部農務事務所	農業分野に関する技術的助言。
山梨県富士・東部林務環境事務所	林業分野に関する技術的助言。
NPO法人わいりど・る一つ	追い払いに係る講習、指導、助言。 生息状況調査等に係る講習、助言。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県環境科学研究所	有害鳥獣関連の情報提供。
山梨県総合農業技術センター	有害鳥獣関連の情報提供。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度に「西桂町鳥獣被害対策実施隊」を設置し、町内等における鳥獣被害の防止・捕獲に関する取組を推進する。隊員は、①被害防止計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者。②町の職員から町長が指名する者とする。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

広報誌等を通じ被害に遭っている農家を中心に鳥獣害防止対策を推進する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣については埋設処理にて対応する。

アライグマについては、焼却処分する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県、山梨県環境科学研究所等、関係機関との連携を密にして有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。